

鳥獣対策だより

第1号

2025年5月1日発行



4月18日（金）任命式より

鳥獣被害対策実施隊員とは...

米沢市では、野生動物による農作物被害を防止するため「鳥獣被害対策実施隊」を設置しています。

主な 活動内容 として



- ☑ 農作物被害が発生した際の被害状況・出没調査・巡回・追払い（山へ追い返す）活動
- ☑ 電気柵等の侵入防止柵を正しく設置しているか確認・指導
- ☑ 米沢市と地区との連絡・連携を行い対策の計画・実施
- ☑ 地区による研修会や講習会を開催・運営
- ☑ 有害（危険な）鳥獣の捕獲
などが挙げられます



令和7年度は、市内の推薦を受けた168名が、市長より任命を受け活動しています。

市内8地区には、対策協議会と呼ばれる組織が設立されており、地域に合わせた対策を実施しています。地区の活動詳細については、次号（第2号）以降にて御紹介します。

追払い花火の取り扱いについて...

【令和7年度にて、追払い花火の販売は終了予定】

■ 追払い花火の取り扱いについて

現在、市役所森林農村整備課窓口や一部のコミュニティセンターでは、追払い花火を1本100円（1回購入上限12本）で販売しています。

追払い花火は玩具用火火と違い火薬量も多く、本市でも暴発事故が発生しております。そのため、追払い花火の販売は、令和7年度にて終了を予定しております。

万が一の暴発に備え、使用する際は、必ず耳栓、保護メガネ、皮手袋を着用のうえ、地面に差しなど固定して、手に持たずに使用して下さい。

米沢市有害鳥獣対策連絡協議会事務局（森林農村整備課）では、使用者の安全を第一に考え、手に持ち使用する方法を認めていません。手に持ち使用した場合の事故については、本市協議会は一切の責任を負いかねます。

当該煙火を使用の際は
絶対、「直接」
手に持たない！



参考：経済産業省の注意喚起チラシより

追払い花火に代わるものとして...

■ 追払い研修会の開催

追払い花火をせず、サルを追払う（山へ追い返す）方法を学ぶ研修会を開催します！

サルが出没した際は、電動ガンなどを用いて集団で追払うことが効果的です。

研修会では、効果的な追払いが出来るように、専門家より指導します。

詳細・案内については、次号（第2号）にて御案内します。



発行

米沢市有害鳥獣対策連絡協議会／米沢市産業部森林農村整備課鳥獣対策担当
連絡・問合せ先 0238-22-5111（内線4405・4406・4407）